【第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の策定について】に寄せられた意見と市の考え方 について

## (1) 意見募集結果

意見募集期間	令和2年2月3日 から 令和2年2月17日まで
意見募集結果	意見提出者数 3人(1個人、2団体) 意見数 11件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 0件
	原案のとおりとしたもの 11件

## (2) 意見の内容と市の対応

N			案の
О	提出された意見の内容	意見に対する考え方	修正の 有無
1	「障害のある子も共に育ちあう」という理念はP76に記されていますが、実情の把握と今後の見通しに関しての数値が出されておりません。 1から3については障がいを持つ子どもに対する計画についての意見 1.市内の保育園・幼稚園等で公設と、民設民営、民設民営にかから程度、公設民営、民設民営にかかの程度を指しているのか、職員加配の状況も含めてデータとして示していただきたい。そのうえで、「共に育つ」ことを推進するための今後の数値目標を示していただきたい。	「障害のある子ども」については、障害者手帳の交付を受けているか否か、手帳の交付を受けてはいないが配慮が必要であるか、保護者として配慮が必要だと考えていないが配慮が必要であるか、保護者として配慮が必要だと考えているが実態上必要ない等検討すべき様々なケースがあり、一概に「障害のある子ども」として分類することは難しい状況にあります。 このため、その在籍状況を本計画に掲載し、お示しすることは難しいと考えております。また同様に、職員加配の状況を掲載し、数値目標等を設定することは難しいと考えております。	無
2	2. 保育所等訪問事業や障がい児巡回相 談支援についても実態の数値がどこに も記されていないのでそれぞれ所属機 関が違うが、連携をとるためにも数値 を示して現状の把握と課題を整理して いただきたい。	本計画では、子育て支援に資する市が取り組む事業のうち、本計画において特に重点的に行うべき事業を定め、指標管理、数値管理を行うこととしております。 障害のある子どもに係る様々な事業につきましては、障害児福祉計画としての性格を持つ佐倉市障害福祉計画において位置づけて実施しております。	無
3	3. 学童期における障がいを持つ児童生徒への支援策として教育センターでは特別支援学校との交流・共同学習があげられているが、通常学級に在籍する障がいを持つ子に対する具体的な支援策が盛り込まれていない。学童保育と放課後児童デイサービスとの連携につ	本計画では、子育て支援に資する市が取り組む事業のうち、本計画において特に重点的に行うべき事業を定め、指標管理、数値管理を行うこととしております。 通常学級に在籍する障害のある子どもに対する支援策につきましては、佐倉教育ビジョン推進計画において位置づけて実施しております。また、学童保	無

	いても今後の課題として盛り込んでい	育と放課後児童デイサービスとの連携については、	
	ただきたい。	他市の状況なども見ながら研究してまいります。	
4	以下4と5は障がいにかかわらず多様な	本計画では、子育て支援に資する市が取り組む事	
	支援ニーズを必要とする子どもの支援	業のうち、本計画において特に重点的に行うべき事	
	について	業を定め、指標管理、数値管理を行うこととしてお	
	4. 子どもの貧困問題が取り上げられて	ります。	無
	久しいが、佐倉市において、実態とし	子どもの貧困問題への支援につきましては、佐倉	***
	て要保護、準要保護家庭の児童数はど	市青少年育成計画において位置づけており、同計画	
	のような推移をたどっているのか示し	において、要保護、準要保護児童生徒の推移につい	
	ていただきたい。	てもお示ししております。	
5	5. 外国籍の子供たちの不登校の問題も	本計画では、子育て支援に資する市が取り組む事	
	最近取り上げられる機会が多いが、佐	業のうち、本計画において特に重点的に行うべき事	
	倉においても5000人を超える外国籍の	業を定め、指標管理、数値管理を行うこととしてお	
	方が在住している実態があり、その子	ります。	frr
	どもたちの就学状況も調査したうえで	外国籍の子どもたちに対する支援につきまして	無
	課題があれば対応するように計画にも	は、佐倉市青少年育成計画において位置づけてお	
	りこんでいただきたい。	り、実施してまいりますことから、同計画において	
	_	その就学状況についてもお示ししております。	
6	以下6は子育て支援にかかわっての意	ご指摘のとおり、平成28年度以降、延べ利用者数	
-	見	については横ばい傾向となっておりますが、依頼会	
	6. ファミリーサポートセンター事業に	員数については増加傾向が続いております。	
	ついてだが、平成28年度より利用人	これは、本事業の認知度が高まり、幅広い層で利	
	数が横ばいとのことだが、その理由に	用が行われている一方、保育施設や学童保育所の整	
	ついて分析する視点が欲しい。保育園	備が進み、一人当たりの利用件数が落ち着き、事業	
	への待機児童がいる中で、さらに働く	が良好に機能しているものであると認識しておりま	無
	母親も増加している現状を鑑みれば利	す。	
	用者が増加するはずであるが、それが	7 0	
	横ばいであるということはシステムの		
	在り方に課題がないのかを調査するこ		
	とが必要である。		
7	佐倉市は歴史・自然・文化に恵まれ		
'	ているという土地柄のせいか、昔から		
	立派な教育者を輩出し、順天堂大学、		
	津田塾大学、青山学院、女子美術大学		
	とは深い関係にあります。教育環境が		
	整っているということ、これと不可分のスドナースラスを持つ		
	の子ども・子育て支援についてもほかの自治体に失敗は、生涯的な政策なる		
	の自治体に先駆け、先進的な政策を立てているといる。イメージを放立される。		
	てているというイメージを確立するこ		
	とは、人口を増やすために最も重要な		無
	ことです。一昨年に「佐倉で才能が開		
	花する」というブランドメッセージが		
	創られたのも、このような視点からと		
	思います。		
	このたびの第二期事業計画は将来の		
	こども人口の推計を基にして、施策が		
	綿密に策定されていますが、もう少し		
	議論していただきたいことを次に述べ		
	させていただきます。		

① 第4章 子供・子育て支援施策 38ページから「量の見込み」、「確保方 策」の表が載っていますが、障害児の 項目はありません。81ページの開発目 標に障害児の記述がありますが、抽象 的です。千葉市の子ども未来応援プラ ンでは「障害児の受入れが可能な体制 を整えます」と明確な意思表示があ り、人口増で注目される流山市では 「障害児福祉計画」を独立して作って います。予算を要することですが、親 御さんの苦悩を偲ぶとき、「支援しま す」という考え方は消極的であり、身 近な行政である自治体が力になり、親 身になってあげなければ絶望的な気持 ちになるでしょう。 ②第4章 子供・子育て支援施策

「障害のある子ども」については、障害者手帳の 交付を受けているか否か、手帳の交付を受けてはい ないが配慮が必要であるか、保護者として配慮が必 要だと考えていないが配慮が必要であるか、保護者 として配慮が必要だと考えているが実態上必要ない 等検討すべき様々なケースがあり、一概に「障害の ある子ども」として分類することは難しい状況にあ ります。

このため、その在籍状況を本計画に掲載し、お示 しすることは難しいと考えております。

なお、本市における障害児福祉計画については、 市町村障害福祉計画と一体的にまとめて佐倉市障害 福祉計画を策定しており、本計画に基づいて障害の ある子どもに対する様々な事業を実施しています。

上記と同じ個所です。

当市の保育園・幼稚園・認定こども園 等の受入れは、0歳と1~2歳でマイナ ス確保になっていますが、概ね良好な 状況といえます。ただ8割以上が民間 の事業者に任せているという状況を鑑 みたとき、施設で問題が発生しないよ うに事業者と連絡を密接にするととも に運営しやすいように意向を十分に汲 み取って、施策を立てることを望みま す。

本市においては、日々の業務を通じ、常日頃から 保育園・幼稚園・認定こども園等と連絡を密にして おり、民間事業者からも要望、提案等が積極的に挙 げられている状況にあります。また、市が主催する 会議の中でも、民間事業者との意見交換の場を設 け、保育に関する課題に対して検討、対応している ところです。今後も同様に民間事業者との連携を密 にし、保育水準の維持、向上を図ってまいります。

無

③第5章 基本施策の展開

71ページに幼・保・小の連携協定の締 結の取り組みについての記述がありま すが、ペースがあまりにも遅すぎま す。小学校に上がった子どもがクラス に馴染めなくなると親は子供の行く末 に悩み、また学校側は学級崩壊を恐れ ます。そのために幼稚園等と小学校の 連携が重要ですが、新規は一年に1件 の締結の計画です。事務作業は多いと 察しますが、遅くても5年以内に23小 学校で締結されるべきです。連携協定 のある区域とない区域で教育環境に大 きな差が発生すると思われます。

幼稚園等と小学校の連携については、連携協定が 無い現状においても、近隣校との交流事業は実施さ れております。また、市・教育委員会により、各施 設のための研修や意見交換等も実施しておりますこ とから、連携協定の有無により教育環境に大きな差 を及ぼすことは無いものと認識しております。

連携協定につきましては、新たな施設等交流事業 等を実施していない施設における事業実施の契機と なること、継続的な連携維持に資すること等が効果 として考えられますが、その内容については、令和 2年度中に各主体との協議の上で決定し、締結可能 数を精査していきたいと考えておりますことから、 現状のままとし、実態に応じて中間見直しにおいて 修正したいと考えております。

## 10 4第5章 基本施策の展開

77ページ 子育てを支え、ともに成長 するまち

この章に子どもの貧困についての対策 の記述がありません。72ページに子ど も食堂の推進、69ページに「教育・保 育給付認定保護者に対する日用品・ 人が記述と思する費用の補助」事業のみが 子どもの貧困に関する記述と思いる であり、この問題は子どもが将来の夢めに、 大人が全員で取り組むべき重要の対策を であり、平成25年には国はその対策を ための法律を作りました。地方地自体 は施策を策定して実施する責務を計 るとされていますが、第2期事業 ではあまりにも貧弱ではないでしょう か。

またひとり親家庭の支援についても触れていますが (76ページ)、具体的事業がありません。スクールソーシャルワーカーは子どもの不登校、いじめ、非行について児童相談所や警察と連携して問題解決を図るという重大な任務を役割があり、千葉市、流山市などでは人員を配置していますが、この計画を見る限り当市では検討されていないようです。

千葉市では、「子どもの貧困対策推進計画」を策定しており、ほか3市でも作っています。若い世代が安心して出産・子育てできるまちにすることは地方創生のための重要な施策です。

(佐倉市まち・ひと・しごと創生総合 戦略 基本目標3) 市は、「子どもの貧困対策に関する大綱」及び都道府県計画を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとされておりますが、関係事業が多岐にわたりますことから、どのように計画に位置付け、事業を実施していくのか等につきまして、他市の状況なども見ながら研究してまいります。

ひとり親家庭の支援につきましては、80ページのNo19,20に具体的事業をお示ししております。また、本計画ではスクールソーシャルワーカーについては記載しておりませんが、スクールソーシャルワーカーについても配置は行っており、73ページに記載しておりますスクールカウンセラー、心の教育相談員、学校支援アドバイザー、学校教育相談員等と相互にその業務を補完しながら、不登校等の問題を抱える児童、保護者、教職員への相談、助言、援助について連携して支援しております。

無

冒頭、子ども・子育て支援事業計画に 11 おける策定の視点に記載されている、 様々な問題や課題に対し、何れの事業 てまいります。 も概ね量の見込みに対し確保量が取れ ており、一部不足する区域や一時期不 足する年度等に関しては施設の拡充に より確保できる、または確保していく ことになっておりますが、質の面での 充実についての議論の余地が大いに有 るのではないかと感じると共に、従来 の取組みの延長線に、これら複雑で根 深い社会問題の抜本的解決に繋がるか 疑問に感じております。 例えば、子どもの貧困問題に関し千 葉市では「千葉市こども未来応援プラ ン」をH29年に策定し、5年後の数値目 標として「学校の授業以外での1日あ たりの勉強時間」と「進学率」を明記 しております。また、その目標を達成 する為のアクションプランに関し議論 され計画に盛り込まれています。貧困 の様に表面化しづらく根の深い問題に 関してはまず計画にしっかりと盛り込 み取り組むことが重要と考えると共 に、貧困以外にも、障碍児への対応や ひとり親等の孤立している親の支援の ように質の整備の前に対応しなければ

ならない、このような課題に対する策 も必要ですし、そもそもどのように教 育・保育の質を高めるかについて、具 体的な数値目標を目標達成に向けた具 体的なアクションプランについて民間 事業者との情報交換による連携等も強 化しつつ、検討、明示していく必要が

あるのではないかと考えます。

子育て支援に資する市が取り組む事業の質の面での 充実については、他市の状況なども見ながら研究し

無